

平成16年度開設予定の法科大学院の設置認可等について

審査の経緯

【平成15年度（開設の前年度）】

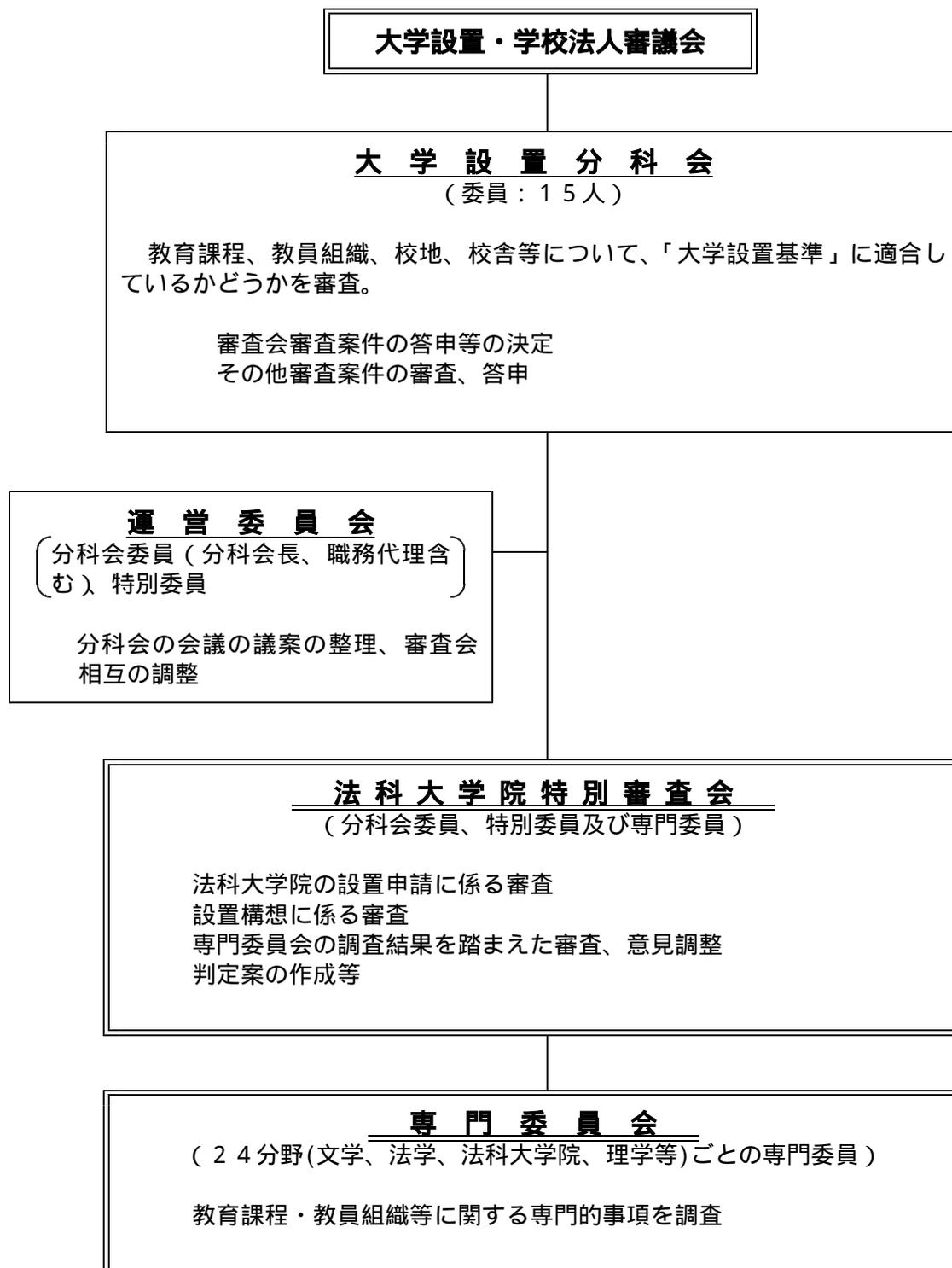
6月	6月末	申 請	72大学 5,950人									
7月	7/15、16	大学設置・学校法人審議会 文部科学大臣から審議会へ諮問										
		法科大学院特別審査会：設置構想の審査 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>構成：法曹関係者</td> <td>11人(41%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法学部関係者</td> <td>10人(37%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大学長等</td> <td>6人(22%)</td> </tr> </table>	{	構成：法曹関係者	11人(41%)		法学部関係者	10人(37%)		大学長等	6人(22%)	
{	構成：法曹関係者	11人(41%)										
	法学部関係者	10人(37%)										
	大学長等	6人(22%)										
8月		専門委員会：教育課程及び教員組織の審査 法科大学院特別審査会：設置構想の審査										
9月		審議会の意見を申請者に伝達 法科大学院特別審査会：実地または面接による審査										
10月	10/15	補正書類提出 専門委員会：補正申請の審査										
11月		法科大学院特別審査会：判定案の作成 運営委員会：判定案の調整 分科会：判定 11/20、21 大学設置・学校法人審議会 審議会から文部科学大臣に答申										
	11/27	認 可	認可：66大学 5,430人 保留：2大学 175人 不認可：4大学 295人 (1校が補正申請にて定員を50人減)									

(参考)

法科大学院の設置認可にかかる 大学設置・学校法人審議会(大学設置分科会関係)の構成について

公私立大学を設置する場合、文部科学大臣の認可が必要であり、認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会に諮問しなければならない。

(学校教育法第4条、第60条の2、私立学校法第31条)



平成16年度開設予定の法科大学院の設置認可等一覧 資料3

1 判定を「可」とするもの

	区分	大学院名	研究科・専攻名	入学定員	位置
				人	
1	国立	北海道大学大学院	法学研究科 法律実務専攻	100	北海道
2	"	東北大学大学院	法学研究科 総合法制専攻	100	宮城県
3	"	千葉大学大学院	専門法務研究科 法務専攻	50	千葉県
4	"	東京大学大学院	法学政治学研究科 法曹養成専攻	300	東京都
5	"	一橋大学大学院	法学研究科 法務専攻	100	東京都
6	"	横浜国立大学大学院	国際社会科学研究科 法曹実務専攻	50	神奈川県
7	"	新潟大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	60	新潟県
8	"	金沢大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	石川県
9	"	名古屋大学大学院	法学研究科 実務法曹養成専攻	80	愛知県
10	"	京都大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	200	京都府
11	"	神戸大学大学院	法学研究科 実務法律専攻	100	兵庫県
12	"	島根大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	30	島根県
13	"	岡山大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	岡山県
14	"	広島大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	広島県
15	"	香川大学大学院 (愛媛大学との連合大学院)	香川大学・愛媛大学連合法務研究科 法務専攻	30	香川県 愛媛県
16	"	九州大学大学院	法務学教育部 実務法学専攻	100	福岡県
17	"	熊本大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	30	熊本県
18	"	鹿児島大学大学院	司法政策研究科 法曹実務専攻	30	鹿児島県
19	"	琉球大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	沖縄県
	国立計	19大学		1,550人	
20	公立	東京都立大学大学院	社会科学研究科 法曹養成専攻	65	東京都
21	"	大阪市立大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	75	大阪府
	公立計	2大学		140人	
22	私立	東北学院大学大学院	法務研究科 法実務専攻	50	宮城県
23	"	白鷗大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	栃木県
24	"	大宮法科大学院大学	法務研究科 法務専攻	100	埼玉県
25	"	駿河台大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	60	東京都
26	"	獨協大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	50	埼玉県
27	"	青山学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	東京都
28	"	学習院大学大学院	法務研究科 法務専攻	65	東京都
29	"	慶應義塾大学大学院	法務研究科 法務専攻	260	東京都
30	"	國學院大学大学院	法務研究科 法務職専攻	50	東京都
31	"	駒澤大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	50	東京都
32	"	上智大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	100	東京都
33	"	成蹊大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	東京都
34	"	創価大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	東京都
35	"	大東文化大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	東京都
36	"	中央大学大学院	法務研究科 法務専攻	300	東京都
37	"	東海大学大学院	実務法学研究科 実務法律学専攻	50	東京都
38	"	東洋大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	東京都
39	"	日本大学大学院	法務研究科 法務専攻	100	東京都
40	"	法政大学大学院	法務研究科 法務専攻	100	東京都
41	"	明治大学大学院	法務研究科 法務専攻	200	東京都
42	"	明治学院大学大学院	法務職研究科 法務専攻	80	東京都
43	"	立教大学大学院	法務研究科 法務専攻	70	東京都
44	"	早稲田大学大学院	法務研究科 法務専攻	300	東京都
45	"	神奈川大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	神奈川県
46	"	関東学院大学大学院	法務研究科 実務法学専攻	60	神奈川県
47	"	桐蔭横浜大学大学院	法務研究科 法務専攻	70	神奈川県
48	"	山梨学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	山梨県
49	"	愛知大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	愛知県
50	"	中京大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	愛知県

資料 3

	区分	大学院名	研究科・専攻名	入学定員	位置
51	私立	南山大学大学院	法務研究科 法務専攻	50人	愛知県
52	"	名城大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	愛知県
53	"	京都産業大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	京都府
54	"	同志社大学大学院	司法研究科 法務専攻	150	京都府
55	"	立命館大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	150	京都府
56	"	大阪学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	大阪府
57	"	関西大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	130	大阪府
58	"	近畿大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	大阪府
59	"	関西学院大学大学院	司法研究科 法務専攻	125	兵庫県
60	"	甲南大学大学院	法学研究科 法務専攻	60	兵庫県
61	"	神戸学院大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	60	兵庫県
62	"	姫路獨協大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	兵庫県
63	"	広島修道大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	広島県
64	"	久留米大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	福岡県
65	"	西南学院大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	50	福岡県
66	"	福岡大学大学院	法曹実務研究科 法務専攻	50	福岡県
	私立計	45大学		3,740人	
	合計	66大学		5,430人	

(注)上記は、平成16年度における法科大学院の開設に関して、公私立の大学は設置認可を可とする答申があったものであり、国立大学は設置を可とする回答があったものである。

2 判定を「不可」とするもの

	区分	大学院名	研究科・専攻名	入学定員	位置
1	私立	青森大学大学院	法務研究科 法務専攻	100人	東京都
2	"	北陸大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	石川県
3	"	愛知学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	35	愛知県
4	"	龍谷大学大学院	法務研究科 第1専攻	50	京都府
			同 第2専攻	50	東京都
	私立計	4大学		295人	
	合計	4大学		295人	

注)青森大学は、補正申請において入学定員を150→100へ変更。

3 判定を「保留」とするもの

	区分	大学院名	研究科・専攻名	入学定員	位置
1	国立	大阪大学大学院	高等司法研究科 法務専攻	100人	大阪府
	国立計	1大学		100人	
2	私立	専修大学大学院	法務研究科 法務専攻	75	東京都
	私立計	1大学		75人	
	合計	2大学		175人	
	総計	72大学		5,900人	